

[1] 条例・要綱・協定等

[千葉県防災基本条例関係]

1. 千葉県防災基本条例（平成25年12月26日条例第59号）＜資料 1－1＞

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 災害予防対策

第一節 県民による災害予防対策（第九条―第十二条）

第二節 事業者等による災害予防対策（第十三条―第二十条）

第三節 自主防災組織等による災害予防対策（第二十一条・第二十二条）

第四節 県による災害予防対策（第二十三条―第三十三条）

第三章 災害応急対策

第一節 県民による災害応急対策（第三十四条―第三十七条）

第二節 事業者等による災害応急対策（第三十八条―第四十一条）

第三節 自主防災組織等による災害応急対策（第四十二条）

第四節 県による災害応急対策（第四十三条―第四十五条）

第四章 災害復旧・復興対策（第四十六条）

第五章 雑則（第四十七条・第四十八条）

附則

私たちの房総は、水と緑の彩り豊かな自然に恵まれ、古くから、豊富な海の幸、川の幸や山の幸の恩恵を受けてきた。

しかし、自然は、多くの恵みをもたらす一方で、繰り返し災害を引き起こしてきた。県内全域を襲った強い揺れに加え、大津波、液状化現象により甚大な被害をもたらした平成二十三年の東日本大震災をはじめ、昭和六十二年の千葉県東方沖地震、大正十二年の関東大震災、大正六年に発生し塩田の衰退の引き金となった高潮、江戸時代中期の元禄地震、江戸時代以降度重なる被害をもたらした利根川、印旛沼、手賀沼の洪水など、先人が経験した災害は枚挙にいとまがない。

もとより、地震、津波、豪雨等による災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。しかし、県民一人ひとりの日頃の努力によって被害を減らすことは可能である。公助を担う県、市町村等もこれまで災害対策基本法、地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進してきたところであるが、より一層被害の軽減を図るためには、過去の教訓を次代に継承するとともに、県、市町村等が行う「公助」に加え、災害から自らを守る「自助」及び近隣住民が相互に協力しつつ災害から自らの地域を守る「共助」の取組が求められている。そして、自助、共助及び公助が一体となり、相互に連携して、継続的に防災対策に取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、一丸となって防災対策に取り組み、地域防災力の向上を図ることにより災害に強い千葉県づくりを推進することを決意し、千葉県防災基本条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民（県内において就学し、又は就労する者、旅行者その他の災害が発生し、

又は発生するおそれがある場合において県内に滞在する者を含む。以下同じ。）の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災に関し、基本理念を定め、並びに県民、事業者、自主防災組織等及び市町村の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、これらのものが取り組むべき基本的な事項を定めることにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び災害からの復興を図ることをいう。
- 三 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二第二号に規定する自主防災組織その他の地域における防災活動を自発的に行う組織をいう。
- 四 帰宅困難者 災害が発生し、かつ、その利用すべき公共交通機関の運行が停止している場合において、自宅以外の場所にいる者のうち徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。
- 五 要配慮者 災害対策基本法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいい、外国人及び旅行者のうち特に配慮を要する者を含むものとする。
- 六 避難行動要支援者 災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。

（基本理念）

第三条 防災に関する対策（以下「防災対策」という。）は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 災害が発生した場合における被害について、人の生命及び身体を守ることを最も優先しつつ、その最小化を図ること。
- 二 自助、共助及び公助が一体となった取組を継続的に行うこと。
- 三 被災者の基本的人権を尊重するとともに、要配慮者の置かれている状況に配慮し、かつ、男女双方の視点を踏まえること。

（県民の役割）

第四条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、自らの生命、身体及び財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、地域において消防団及び水防団（以下「消防団等」という。）、自主防災組織等並びにボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、地域において消防団等、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に自発的かつ積極的に参加するよう努めるとともに、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

（自主防災組織等の役割）

第六条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、常に災害に対する危機意識を持って、地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法に基づく当該市町村の地域防災計画に即して、災害から当該市町村の住民の生命、身体及び財産を守るため、住民、事業者、自主防災組織等、国、県その他の関係者と連携しつつ、防災対策を推進するものとする。

(県の責務)

第八条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県民、事業者、自主防災組織等、国、市町村その他の関係者と連携しつつ、千葉県地域防災計画その他の防災に関連する計画に基づき、防災対策を総合的に推進するものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民による災害予防対策

(防災訓練等への参加等)

第九条 県民は、災害の発生原因となる自然現象の特徴、予測される被害、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための手段その他の防災に関する知識及び技能（以下「防災知識・技能」という。）を習得するため、防災に関する訓練及び講習（以下「防災訓練等」という。）に参加し、並びに防災に関する情報（以下「防災情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

(指定緊急避難場所等の確認等)

第十条 県民は、災害から自らの生命及び身体を守るための行動を迅速かつ適切にとることができるよう、指定緊急避難場所（災害対策基本法第四十九条の四第一項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難経路等及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段を確認するよう努めるものとする。

- 2 避難行動要支援者は、市町村に対し、当該避難行動要支援者に係る災害対策基本法第四十九条の十第二項各号に掲げる避難行動要支援者名簿の作成に必要な事項を提供するよう努めるものとする。

(建築物の耐震対策等及び防火対策)

第十一条 県民は、地震による建築物の倒壊等から生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）、建築物の外壁等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、地震が発生した場合における家具、家庭用電気機械器具等の転倒、散乱等から生命及び身体を守るため、家具、家庭用電気機械器具等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 3 県民は、災害が発生した場合における火災から生命及び身体を守るため、消火器の設置、防火性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(生活必需物資等の備蓄等)

第十二条 県民は、災害が発生した場合に生命及び最低限度の生活が維持できるよう、食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄し、並びに必

要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

- 2 県民は、前項の規定により備蓄すべき物資のうち特に必要な物資を避難の際に迅速に持ち出せるよう努めるものとする。
- 3 前各項の場合において、要配慮者の家族その他の要配慮者を日常的に援護する者（以下「要配慮者の家族等」という。）は、当該要配慮者に特に必要な物資に留意するよう努めるものとする。

第二節 事業者等による災害予防対策

（防災訓練等の実施等）

第十三条 事業者は、従業員の防災知識・技能の習得を図るため、従業員に対する防災訓練等の実施、地域等における防災訓練等への参加その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 特定事業者（石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第九号に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）及び危険物取扱事業者（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物を取り扱う事業者をいう。）は、前項の措置を行うに当たっては、災害が発生した場合において人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある物の特性に特に留意するものとする。

（学校等における防災教育の実施）

第十四条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ）等の設置者は、災害が発生した場合において幼児、児童又は生徒がその発達段階に応じ自らの判断で適切に行動することができ、将来における防災対策の担い手となるようにするため、防災訓練等その他の防災教育を実施するよう努めるものとする。

（施設内待機の周知等）

第十五条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅（被災者の生命及び身体を守るための救出及び救護が特に必要とされる期間（以下「救出等優先期間」という。）に一斉に帰宅することをいう。以下同じ。）による事故及び混乱の発生を防止するため、従業員に対し、施設内における待機の方針について周知し、及び家族等その安否を確認すべき者との連絡手段の確認を促すよう努めるものとする。

- 2 事業者は、行政機関が行う一時滞在施設（救出等優先期間において帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。以下同じ。）及び帰宅支援ステーション（救出等優先期間の経過後に徒歩により帰宅する帰宅困難者に対して飲料水、便所、情報等の提供を行う施設をいう。以下同じ。）の確保に関し必要な協力をするよう努めるものとする。

（事業の継続等のための措置）

第十六条 事業者は、災害が発生した場合において事業の継続又は早期の再開ができるよう、あらかじめ、必要な措置を行うよう努めるものとする。

（耐震対策等）

第十七条 事業者は、地震による建築物の倒壊等から従業員、施設利用者等の生命及び身体を守るとともに被災者の円滑な避難並びに救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路の確保に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための措置その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、地震が発生した場合における備品等の転倒、散乱等から従業員、施設利用者等の生命及び身体を守るため、備品等の固定その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(生活関連重要施設の安全性の向上)

第十八条 電気、ガス若しくは水道水を供給する施設又は電気通信を行うための施設（以下「生活関連重要施設」という。）の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、当該生活関連重要施設の地震及び地盤の液状化に対する安全性の向上を図るものとする。

(石油コンビナートの防災対策)

第十九条 特定事業者は、石油コンビナートに係る災害の特殊性に鑑み、その事業の用に供する施設について、石油コンビナート等災害防止法その他の関係法令に基づく防災対策を行うとともに、更なる防災対策の推進に努めるものとする。

(生活必需物資の備蓄等)

第二十条 事業者は、災害が発生した場合において、帰宅困難者となった従業員の一斉帰宅の抑制を図るとともに、事業の継続又は早期の再開に資するため、食料、飲料水その他の生活必需物資を備蓄し、及び必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織等による災害予防対策

(防災訓練等の実施等)

第二十一条 自主防災組織等は、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等（災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

(防災資機材の備蓄等)

第二十二条 自主防災組織等は、当該自主防災組織等が迅速かつ適切な災害応急対策を行うことができるよう、消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

第四節 県による災害予防対策

(防災情報の提供等)

第二十三条 県は、県民の防災知識・技能の習得を図るため、事業者、自主防災組織等及び市町村と連携しつつ、防災情報の提供、防災訓練等の実施、防災教育の支援、過去の災害に関する記録の収集、整理及び保存その他の必要な措置を行うものとする。

(一斉帰宅の抑制についての周知等)

第二十四条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するとともに、救出等優先期間の経過後における帰宅困難者の円滑な帰宅を支援するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、一斉帰宅の抑制についての周知、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションの確保その他の必要な措置を行うものとする。

(要配慮者に係る防災対策への支援等)

第二十五条 県は、要配慮者の特性を踏まえ、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援、要配慮者又は要配慮者の家族等が主体的に行う防災対策の支援その他の必要な措置を行うものとする。

(避難所に関する市町村への支援)

第二十六条 県は、市町村が行う避難所（災害対策基本法第四十九条の七第一項に規定する避難所をいう。以下同じ。）の確保、迅速な開設及び円滑な運営のために必要な支援を行うものとする。

(耐震対策及び液状化対策に関する情報提供)

第二十七条 県は、地震及び地盤の液状化に対する建築物の安全性の向上に資するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、地盤の液状化対策に係る工法等に関する情報を提供するものとする。

(公共土木施設の整備等)

第二十八条 県は、洪水、高潮、津波及び地滑りにより生ずる被害その他の災害の最小化に資するため、堤防、防潮堤、水門、地滑り防止施設その他の公共土木施設の整備及び改修を図るものとする。

(物資等の備蓄等及び供給体制の整備等)

第二十九条 県は、市町村による物資等の備蓄を補完する役割を踏まえつつ、県民の生命及び最低限度の生活の維持を図るために必要な物資等を備蓄し、及び点検するものとする。

2 県は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧対策の実施を図るため、事業者との間の協定の締結その他の物資等の供給及び役務の提供に係る体制を整備するものとする。

(自主防災組織等への支援等)

第三十条 県は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、市町村と連携して、自主防災組織等の結成及び活動に対する支援、自主防災組織等、消防団等その他の関係者との連絡調整の中心的な担い手となる人材の育成その他の必要な措置を行うものとする。

(ボランティアによる防災活動への支援)

第三十一条 県は、専門的な知識及び技術を有する者をはじめとするボランティアによる防災活動の円滑な実施を図るため、市町村、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携して、ボランティアの受入に係る体制の整備、ボランティアの受入れに関し専門的な知識及び経験を有する人材の育成の推進その他のボランティアによる防災活動への必要な支援を行うものとする。

(表彰)

第三十二条 県は、地域における防災活動に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰するものとする。

(体制の整備)

第三十三条 県は、国、他の都道府県、市町村、報道機関、医療機関その他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制、被災者に対する医療に係る体制その他の防災に関する必要な体制を整備するものとする。

2 県は、災害が発生した場合において優先すべき業務の特定、当該業務を継続するために必要な人員等の確保等に関する計画を作成するものとする。

3 県は、その所有する庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設について、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民による災害応急対策

(安全を確保するための行動)

第三十四条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、必要と判断したときは自主的に避難するとともに、災害対策基本法その他の法令等に基づく高齢者等避難の発表、避難の指示又は緊急安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、津波から自らの生命及び身体を守るため、津波による被害の発生が予想される場合においては、津波警報の発表、避難の指示等の津波に関する情報に留意しつつ、津波による被害の発生が予想される場所から高台、津波避難施設その他の安全な場所へ直ちに避難しなければならない。

3 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼びかけを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

(一斉帰宅による事故等を防止するための行動)

第三十五条 帰宅困難者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、むやみに帰宅しないよう努めるとともに、一時滞在施設の運営に協力するよう努めるものとする。

(火災の発生等を防止するための行動)

第三十六条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断その他の火災の発生及び拡大を防止するために必要な行動をするよう努めるものとする。

(避難所における行動)

第三十七条 避難所に滞在する県民は、相互に協力しつつ、主体的に、避難所の運営に携わるよう努めるとともに、生活必需物資の確保及び配布、要配慮者に対するその特性を踏まえた配慮その他の避難所における円滑な共同生活を営むために必要な行動をするよう努めるものとする。

第二節 事業者等による災害応急対策

(従業者等の安全の確保)

第三十八条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、消防団等、自主防災組織等及びボランティアと連携しつつ、災害に関する情報の収集及び伝達、従業者、施設利用者等の安全であると認める場所への誘導並びに救出及び救護その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うよう努めるものとする。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第三十九条 事業者は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、その管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に対する災害に関する情報の提供、施設内における待機の指示、一時滞在施設に関する情報の提供その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

(学校、医療施設等における安全の確保)

第四十条 学校、保育所、幼保連携型認定こども園等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、乳幼児、児童又は生徒の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他のこれらの者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

2 医療施設、介護施設、福祉施設等の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導その他の施設利用者の生命及び身体を守るために必要な措置を行うものとする。

(生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等)

第四十一条 生活関連重要施設の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことに鑑み、災害が発生した場合においては、被害の発生及び拡大を防ぐとともに、その管理する施設及び設備の応急の復旧を迅速に行うよう努めるものとする。

第三節 自主防災組織等による災害応急対策

第四十二条 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、地域住民の被害の発生及び拡大を防ぐため、自らの生命及び身体を守るのに支障を生じない限度で、災害に関する情報の収集及び伝達、火災の発生及び拡大を防止するための措置、要配慮者等の地域住民の避難の誘導、安否の確認並びに救出及び救護、給食及び給水その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

第四節 県による災害応急対策

(体制の整備)

第四十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国、市町村その他の関係者と連携して、被災者の避難並びに救出及び救護、物資等の供給その他の災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整えるものとする。

(情報の収集及び伝達)

第四十四条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ適切に、災害に関する情報を収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するものとする。

2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、報道機関と連携しつつ、県民、事業者及び自主防災組織等に対して災害に関する情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとする。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第四十五条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害、公共交通機関並びに一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供その他の必要な措置を行うものとする。

第四章 災害復旧・復興対策

第四十六条 県民は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 事業者は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

3 県は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、これらに必要な体制を整備するとともに、復旧及び復興に係る対策を的確に実施するものとする。

第五章 雑則

(施行状況の報告及び公表)

第四十七条 県は、毎年一回、この条例の施行の状況を千葉県防災会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第四十八条 県は、防災に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、防災に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十八年三月二十五日条例第二十八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十三日条例第八号)

この条例は、公布の日からから施行する。

附 則（令和三年十月十九日条例第三十八号）
この条例は、公布の日からから施行する。

[防災会議関係]

1. 千葉県防災会議条例（昭和37年12月10日条例第37号）＜資料 1－2＞

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第15条第8項の規定に基づき、千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 防災会議の委員の定数は、60人以内とする。

2 県内の市町村の長及び消防機関の長のうちから任命される委員、県内において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第3条 防災会議に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所轄事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（防災会議の庶務）

第5条 防災会議の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（議事等）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月18日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月23日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県防災会議委員名簿

会長：千葉県知事 熊谷 俊人

令和6年9月1日現在

番号	区分	役 職 名	氏 名
1	1号	関東管区警察局長	松坂 規生
2	"	関東総合通信局長	高地 主輔
3	"	関東財務局千葉財務事務所長	山下 弘
4	"	関東信越厚生局長	武田 康久
5	"	千葉労働局長	岩 野 剛
6	"	関東農政局 千葉県拠点地方参事官	浦杉 敬助
7	"	関東森林管理局長	松村 幸典
8	"	関東経済産業局総務企画部長	猪又 真介
9	"	関東東北産業保安監督部長	鯉江 雅人
10	"	関東地方整備局長	岩崎 福久
11	"	関東運輸局長	藤田 礼子
12	"	成田空港事務所長	後藤 勝行
13	"	関東地方測量部長	坂部 真一
14	"	銚子地方気象台長	白石 昇司
15	"	千葉海上保安部長	稲田 健二
16	"	関東地方環境事務所長	神谷 洋一
17	"	北関東防衛局長	森 浩 久
18	2号	陸上自衛隊第1空挺団長	若松 純也
19	3号	千葉県教育委員会教育長	富塚 昌子
20	4号	千葉県警察本部長	宮沢 忠孝
21	5号	千葉県副知事	穴澤 幸男
22	"	千葉県副知事	黒野 嘉之
23	"	千葉県防災危機管理部長	添 谷 進
24	6号	千葉県市長会長	井崎 義治
25	"	千葉県町村会長	岩田 利雄
26	"	公益財団法人 千葉県消防協会会長	石橋 敏
27	"	千葉県消防長会会長	白井 一広

番号	区分	役 職 名	氏 名
28	7号	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員千葉支社長	土 澤 暲
29	"	東日本電信電話株式会社 千葉事業部千葉支店長	井上 映彦
30	"	日本赤十字社千葉県支部事務局長	飯嶋 喜史
31	"	日本放送協会千葉放送局長	網 島 浩 三
32	"	日本通運株式会社千葉支店長	松原 仁志
33	"	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社長	石部 康久
34	"	印旛沼土地改良区理事長	長谷川 邦彦
35	"	印旛利根川水防事務所組合管理者	横 本 浩
36	"	京成電鉄株式会社鉄道本部 安全推進部長	多田 和義
37	"	東京ガス株式会社千葉支社長	片野 伯則
38	"	公益社団法人千葉県医師会副会長	金 江 清
39	"	一般社団法人千葉県歯科医師会会長	庄 司 晃
40	"	一般社団法人千葉県薬剤師会会長	眞鍋 知史
41	"	日本航空株式会社成田空港支店長	大八木 淳子
42	"	成田国際空港株式会社空港運用部門 オペレーションセンター部長	曾 井 瑞博
43	"	東日本高速道路株式会社関東支社長	松坂 敏博
44	"	日本郵便株式会社千葉中央郵便局長	永石 靖博
45	"	公益社団法人千葉県看護協会会長	増淵 美恵子
46	8号	筑波大学工学部 建築デザイン学科教授	伊村 則子
47	"	千葉県民生委員児童委員協議会会長	高橋 君枝
48	"	柏市西山町会防災会 千葉県災害対策コーディネーター	古池 佳子
49	"	千葉県女性防火クラブ連絡協議会会長	竹内 久子
50	"	千葉大学大学院工学研究科 教授	丸山 喜久
51	"	一般社団法人 千葉県公認心理師協会	野嶋 しのぶ
52	"	千葉県社会福祉協議会常務理事	尾 関 範子

※ 区分は災害対策基本法第15条第5項各号

2 千葉県防災会議運営要領＜資料１－３＞

（目的）

第１条 この要領は、千葉県防災会議条例（昭和37年千葉県条例第37号）第６条の規定に基づき、千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

２ 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

（委任による処理）

第３条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

２ 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議にこれを報告しなければならない。

（部会）

第４条 部会は、部会長が招集する。

２ 部会長は、部会を招集するときは、予め会長にこれを通知しなければならない。

３ 部会長は、部会の経過及び結果を防災会議に報告しなければならない。

（幹事会）

第５条 防災会議に幹事会を置く。

２ 会長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

附 則

この要領は、昭和38年4月1日から施行する。

3 千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について＜資料１－４＞

千葉県防災会議運営要領第３条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 市町村防災会議不設置についての意見に関すること。（法第１６条第５項）
- 2 関係行政機関等に対する協力の要求に関すること。（法第２１条）
- 3 市町村防災会議が作成又は修正する市町村地域防災計画についての意見に関すること。（法第４２条第６項）
- 4 市町村防災会議の協議会が作成又は修正する市町村相互間地域防災計画についての意見に関すること。（法第４４条第３項）
- 5 その他軽易な事項

4 千葉県防災会議幹事会運営要領＜資料１－５＞

（設 置）

第１ 千葉県防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務を円滑に遂行するため、千葉県防災会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（組 織）

第２ 幹事会は、会長及び千葉県防災会議条例（昭和37年12月10日条例第37号）第３条に規定する幹事をもって組織する。

（会 長）

第３ 会長は、防災危機管理部次長の職にある者をもって充てる。

２ 会長は、会議を総理し、幹事会を代表する。

（幹 事）

第４ 幹事は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（所掌事務）

第５ 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- １ 防災会議の所掌事務に関し、資料の収集、調査及び研究をすること。
- ２ 防災会議に提出する議案に関すること。
- ３ その他防災会議が必要と認める事項に関すること。

（会 議）

第６ 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者をもって議長に充てる。

２ 会長は、必要と認めるときは、幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（特別幹事会）

第７ 第５に規定する事項で緊急又は簡易な事項を処理するため、特別幹事会を設置することができる。

２ 特別幹事会は、別表第２に掲げる職にある者、その他会長が必要と認めた者をもって構成する。

３ 特別幹事会の招集及び会議の議長は、前条の規定に準ずるものとする。

（結果報告）

第８ 会議の結果については、特別幹事会は幹事会に、幹事会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

（庶 務）

第９ 幹事会及び特別幹事会の庶務は、防災危機管理部危機管理政策課において処理する。

附 則

この要領は、昭和46年7月22日から施行する。

（略）

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

千葉県防災会議幹事

(34名)

役 職 名	役 職 名
関東管区警察局広域調整部 広域調整第二課災害対策官	関東地方環境事務所総務課長
関東管区警察局千葉県情報通信部 機動通信課長	北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課長
関東総合通信局防災対策推進室長	陸上自衛隊第1空挺団第3科長
関東財務局千葉財務事務所総務課長	千葉県教育庁学校危機管理監
関東信越厚生局総務課長	千葉県警察本部警備部警備課長
千葉労働局総務部総務課長	千葉県防災危機管理部危機管理政策課長
関東農政局千葉県拠点総括農政推進官	千葉県防災危機管理部防災対策課長
関東森林管理局千葉森林管理事務所長	千葉県防災危機管理部消防課長
関東経済産業局総務企画部総務課 危機管理・災害対策室長	千葉県防災危機管理部産業保安課長
関東東北産業保安監督部管理課長	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 総務部安全企画室長
関東地方整備局千葉国道事務所長	東日本電信電話株式会社南関東千葉事業部 千葉災害対策室長
関東地方整備局千葉港湾事務所長	日本赤十字社千葉県支部事業部救護福祉課長
関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官	東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社 防災担当部長
成田空港事務所総務部総務課長	公益社団法人千葉県医師会事務局長
関東地方測量部防災課長	一般社団法人千葉県歯科医師会事務局長
銚子地方気象台防災管理官	一般社団法人千葉県薬剤師会事務局長
千葉海上保安部警備救難課長	成田国際空港株式会社 空港運用部門オペレーションセンター 危機管理グループマネージャー

別表第2

千葉県防災会議特別幹事

役 職 名
陸上自衛隊第1空挺団第3科長
千葉県教育庁学校危機管理監
千葉県警察本部警備部警備課長
千葉県防災危機管理部危機管理政策課長
千葉県防災危機管理部防災対策課長
千葉県防災危機管理部消防課長
千葉県防災危機管理部産業保安課長

5 千葉県防災会議対策部会運営要領<資料 1－6>

(設 置)

第1 千葉県防災会議(以下「防災会議」という。)に対策部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会の種類)

第2 部会の種類は別表1のとおりとする。

(部会の業務)

第3 部会は別表1に掲げる業務を行う。

(委 員)

第4 部会は防災会議委員若干名及び必要に応じ臨時委員若干名をもって組織する。

2 部会の委員及び臨時委員は防災会議の会長が指名する。

(部会長)

第5 部会長は、防災危機管理部長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、会務を総理し部会を代表する。

(会 議)

第6 部会は、防災会議の会長が必要に応じて招集し、部会長が会議の議長となる。

ただし、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者をもって議長に充てる。

(幹事会)

第7 第3に規定する事項で緊急または簡易な事項を処理するため部会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置することができる。

2 幹事会は、防災会議の幹事若干名及び会長が必要と認めた臨時幹事をもって構成する。

3 幹事会の招集および会議の議長は第6の規定に準ずるものとする。

(専門委員会)

第8 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に属すべき委員、専門委員又は臨時委員は、部会長が指名する。

3 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 専門委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者をもって議長に充てる。

(結果報告)

第9 会議の結果については、幹事会は部会に、部会は防災会議にそれぞれの議長が報告するものとする。

ただし、緊急又は簡易な事項については、防災会議の会長に報告すれば足りるものとする。

(委 任)

第10 この規定に定めるもののほか部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

(庶 務)

第11 部会の庶務は、防災危機管理部危機管理政策課において処理する。

附 則

この要領は昭和46年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年3月1日から施行する。

別表 1

部 会 の 種 類	部 会 の 業 務
地 震 対 策 部 会	(1) 地盤、地質並びに土木建築物に関する基礎調査、火災対策、避難対策、危険物対策等の専門的調査研究 (2) 土木施設、建築物、交通施設、通信施設、水道、下水道、電気ガス施設、消防水利、人的、産業の各被害想定 (3) 地震災害予防措置の推進に関し必要な事項 (4) 地震災害応急対策の推進に関し必要な事項 (5) その他地震に関し必要な事項

6 地区防災会議設置要綱＜資料１－７＞

（目 的）

第１条 この要綱は、地区防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設 置）

第２条 各地域振興事務所ごとに地区防災会議を置く。

２ 千葉市及び市原市を所管区域とする千葉地区防災会議（以下「千葉地区」という。）を置く。

（名称、位置及び所管区域）

第３条 地区防災会議の名称、位置及び所管区域は別表１のとおりとする。

（組 織）

第４条 地区防災会議は、会長、委員及び幹事をもって組織する。

（会 長）

第５条 会長は、地域振興事務所長の職にある者を、千葉地区にあっては、防災危機管理部次長の職にある者をもって充てる。

２ 会長は、会務を総理し、地区防災会議を代表する。

３ 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。

（委員及び幹事）

第６条 委員は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。

ただし、同表に掲げていない機関で、地域振興事務所長が、千葉地区にあっては、防災危機管理部次長が必要と認めるときは、その機関の長を委員とすることができる。

２ 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから会長が任命する。

（所掌事務）

第７条 地区防災会議は、次の事務を行う。

１．地区内の実情に応じた災害対策に関する総合的な施策について協議し、その施策の実施を推進すること。

２．地区内における災害対策に関する総合的な施策の実施に関して、県並びに市町村及び防災関係機関相互間の連絡調整を図ること。

３．市町村防災会議の促進及び市町村地域防災計画の指導に関すること。

（会 議）

第８条 地区防災会議は、委員会及び幹事会とする。

２ 地区防災会議は、会長が招集する。

（報 告）

第９条 会長は、地区防災会議を開催する１週間前までに、その地区防災会議の開催日時、場所および議題等を県防災会議の会長に報告するものとする。

２ 会長は、地区防災会議の終了後すみやかにその内容を県防災会議の会長に報告するものとする。

（事務局）

第１０条 地区防災会議の事務局は、地域振興事務所地域防災課に、千葉地区にあっては、防災危機管理部危機管理政策課に置く。

(委 任)

第 1 1 条 前各条に規定するもののほか、地区防災会議の運営に関し必要な事項はそれぞれの地区防災会議において定める。

附 則

この要綱は、昭和 4 7 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

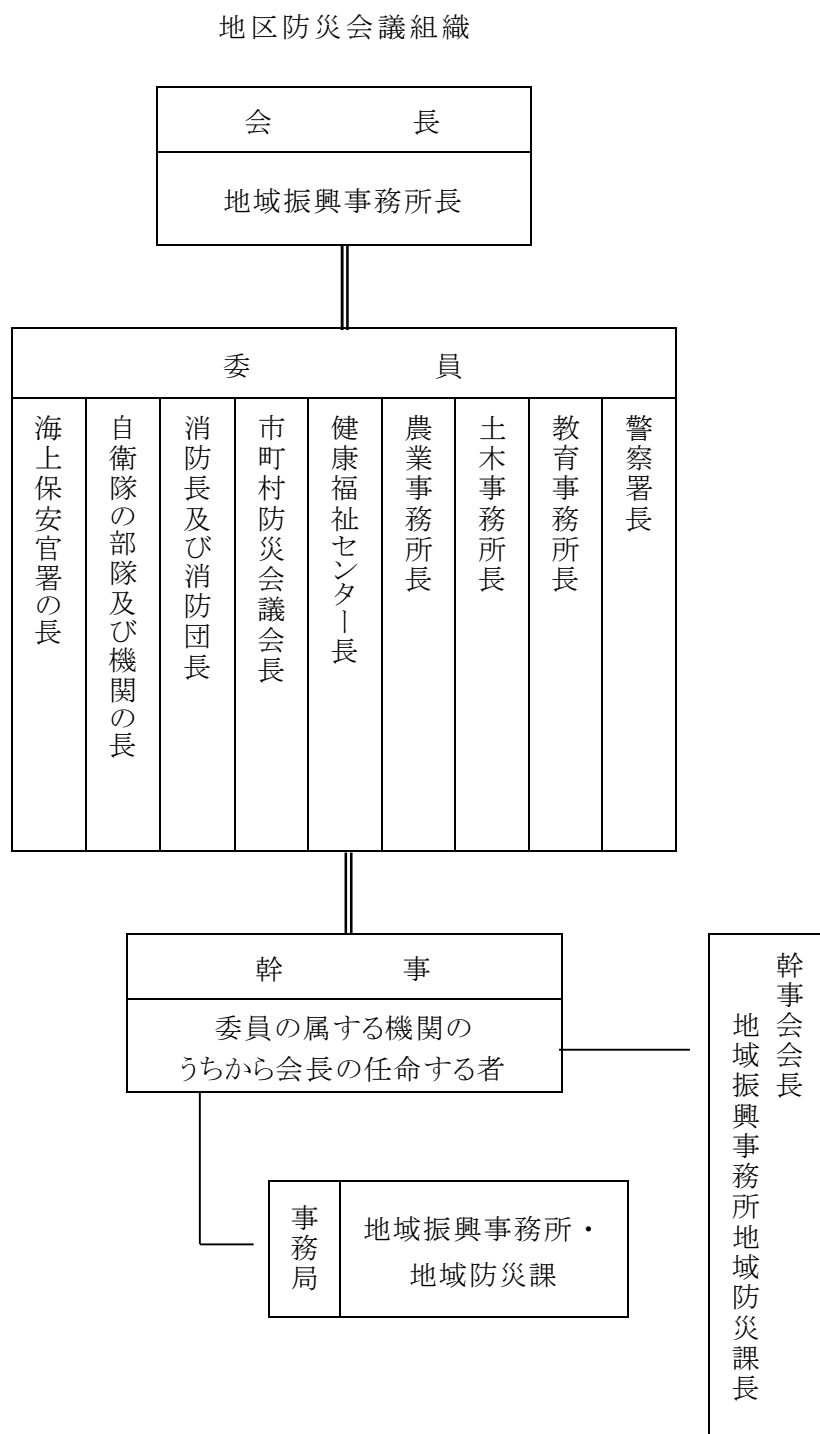
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

別表 1

地区防災会議の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
千葉地区防災会議	千葉市	千葉市及び市原市
葛南地区防災会議	船橋市	市川市、船橋市、習志野市、八千代市及び浦安市
東葛飾地区防災会議	松戸市	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市
印旛地区防災会議	佐倉市	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町及び栄町
香取地区防災会議	香取市	香取市、神崎町、多古町及び東庄町
海匝地区防災会議	旭市	銚子市、旭市及び匝瑺市
山武地区防災会議	東金市	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町
長生地区防災会議	茂原市	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町
夷隅地区防災会議	大多喜町	勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町
安房地区防災会議	館山市	館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
君津地区防災会議	木更津市	木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市

別表2



* 千葉地区にあつては、「地域振興事務所長」を「防災危機管理部次長」に、「地域振興事務所地域防災課長」を「防災危機管理部危機管理政策課副課長」に読み替えるものとする。

〔災害対策本部関係〕

1 千葉県災害対策本部条例（昭和37年12月10日条例第38号）＜資料 1－8＞

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定により、千葉県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（職 務）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員を充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名するものをもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委 任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年7月16日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月23日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 千葉県災害対策本部要綱＜資料１－９＞

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 千葉県災害対策本部の設置等（第三条－第六条）
- 第三章 災害対策本部の組織
 - 第一節 組織（第七条・第八条）
 - 第二節 本部
 - 第一款 本部の組織（第九条－第十四条）
 - 第二款 本部事務局（第十五条－第十七条）
 - 第三款 現地災害対策本部（第十八条－第二十二条）
 - 第三節 支部（第二十三条－第二十九条）
- 第四章 職員の配備（第三十条）
- 第五章 雑則（第三十一条）
- 附則
- 別表

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この要綱は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）

第二十三条に規定する災害対策本部の設置に関し必要な事項を定めるとともに千葉県災害対策本部条例（昭和三十七年千葉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第五条の規定による千葉県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この要綱において「災害」とは、法第二条第一号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条に定める程度のものをいう。

第二章 千葉県災害対策本部の設置等

（災害対策本部の設置）

第三条 知事は、法第二十三条第一項の規定により、県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めたときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、千葉県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

（災害対策本部の設置の要請）

第四条 別表第一に掲げる者は、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、防災危機管理部長（防災危機管理部長に事故があるときは、副知事。次項において同じ。）に災害対策本部の設置を要請するものとする。

2 防災危機管理部長は、前項の要請があったとき又は災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、災害対策本部の設置を知事に要請するものとする。

3 別表第一に掲げる者は、災害対策本部を設置する必要があると認めた場合で、第一項の要請をするいとまがないとき又は防災危機管理部長及び副知事にともに事故があるときは、知事に災害対策本部の設置を要請するものとする。

（現地災害対策本部の設置）

第五条 知事は、法第二十三条第五項の規定により、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う必要があると認めたときは、千葉県地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、現地災害対策本部を置く。

(災害対策本部の廃止)

第六条 知事は、災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害又は災害の発生するおそれが解消したため災害対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

第三章 災害対策本部の組織

第一節 組織

(組織)

第七条 災害対策本部に、本部及び支部を置く。

2 第五条の規定により置かれる現地災害対策本部は、本部の一組織として本部の事務の一部を行う。

(副本部長及び本部員の任命、統括本部員)

第八条 知事は、法第二十三条第三項の規定により、副知事（副知事に事故があるときは、防災危機管理部長）を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に、別表第二に掲げる者を災害対策本部員（以下「本部員」という。）に、それぞれ任命する。

2 防災危機管理部長は、統括本部員として本部員を統括する。

第二節 本部

第一款 本部の組織

(本部の所掌事務)

第九条 本部は、県全体の災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- 二 災害救助法の適用に関すること。
- 三 国、他都県及び市町村の応援に関すること。
- 四 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- 五 その他重要事項に関すること。

(本部会議)

第十条 本部長は、災害予防対策、災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、本部長、副本部長、本部員その他本部長が指名する者で構成する本部会議を招集するものとする。

2 本部長に事故があるときは、次に定めた順位に従いその職務を代理する。副知事の順位は千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則による。

- 第1順位 副知事
- 第2順位 防災危機管理部長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 総合企画部長
- 第5順位 健康福祉部長
- 第6順位 環境生活部長
- 第7順位 商工労働部長
- 第8順位 農林水産部長
- 第9順位 県土整備部長
- 第10順位 地域振興事務所長

(関係機関に対する要請等)

第十一条 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(部及び班)

第十二条 本部に別表第三に掲げる部を置き、当該部に同表に掲げる班を置く。

2 本部の部及び班の分掌事務は、別表第三に掲げるとおりとする。

(部及び班の職制)

第十三条 条例第三条第三項の規定により部に置かれる部長のほか、本部の部に副部長及び本部連絡員を、班に班長及び班員を置く。

2 本部の部の部長、副部長及び班長は別表第三に掲げる者を、本部連絡員は部長となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する県の組織の職員をもって充てる。

(部長等の職務)

第十四条 部長は、条例第三条第四項の規定により部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。

2 副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、部相互間及び部内各班の連絡調整並びに情報収集の事務に従事する。

4 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

第二款 本部事務局

(本部事務局)

第十五条 本部に本部事務局を置き、本部事務局に別表第四に掲げる班を置く。

2 本部事務局及び本部事務局の班の分掌事務は、別表第四に掲げるとおりとする。

(本部事務局の職制)

第十六条 本部事務局に事務局長、事務局次長及び情報連絡員（本庁リエゾン）を、本部事務局の班に班長及び班員を置く。

2 本部事務局の事務局長は防災危機管理部次長の職にある者を、事務局次長は防災危機管理部危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理政策課危機管理室長及び災害・危機対策監並びに総務部総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長の職にある者を、情報連絡員（本庁リエゾン）は所属する組織の長があらかじめ選定した職員を、班長は防災危機管理部危機管理政策課、防災対策課、消防課及び産業保安課の職員のうちから防災危機管理部長があらかじめ指名した職員を、班員は防災危機管理部危機管理政策課、防災対策課、消防課及び産業保安課の職員並びに本部の部に属する職員のうちから部長となる者があらかじめ指名した職員をもって充てるものとし、各部長等は災害対策が円滑に行われるよう本部事務局の班員の代替について考慮するものとする。

(事務局長等の職務)

第十七条 事務局長は、本部事務局の事務を掌理し、本部事務局に属する職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、次に定めた順位に従いその職務を代理する。

第1順位 防災危機管理部危機管理政策課長

第2順位 防災危機管理部防災対策課長

第3順位 防災危機管理部危機管理政策課危機管理室長

第4順位 防災危機管理部災害・危機対策監

第5順位 総務部総務課長

第6順位 総務部人事課長

第7順位 総務部財政課長

第8順位 総務部市町村課長

- 3 次に掲げる事務局次長は、それぞれ各号に掲げる事務を掌理する。
- | | |
|------------------------|----------|
| 一 防災危機管理部危機管理政策課長 | 事務局運営 |
| 二 防災危機管理部防災対策課長 | 国等との調整 |
| 三 防災危機管理部危機管理政策課危機管理室長 | 事務局運営の補佐 |
| 四 防災危機管理部災害・危機対策監 | 自衛隊との調整 |
- 4 情報連絡員（本庁リエゾン）は、本部長の命を受け、担当市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長に通報する。
- 5 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

第三款 現地災害対策本部

（現地災害対策本部の所掌事務及び設置場所）

第十八条 現地災害対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 被害状況及び応急対策実施状況の情報の収集及び分析
 - 二 市町村及び関係機関との連絡調整
 - 三 自衛隊の災害派遣についての本部長への意見具申
 - 四 本部長の指示による応急対策の実施
 - 五 その他緊急を要する応急対策の実施
- 2 現地災害対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近又は災害の現地の市町村庁舎等とする。

（現地災害対策本部に属する者）

第十九条 次に掲げる者は、条例第四条の規定により、現地災害対策本部に属し、現地災害対策本部において、事務に従事する。

- 一 現地災害対策本部長
- 二 現地災害対策本部員
- 三 その他の職員

（現地災害対策本部長）

第二十条 現地災害対策本部長は、条例第四条第一項の規定により副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充て、同条第二項の規定により現地災害対策本部の事務を掌理し、現地災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

（現地災害対策本部員等）

第二十一条 現地災害対策本部員は、条例第四条第一項の規定により本部員のうちから本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

- 2 現地災害対策本部のその他の職員は、本部及び支部に属する職員のうちから事務局長が指名する者をもって充てる。

（現地災害対策本部長の関係機関に対する要請等）

第二十二条 現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

第三節 支部

（名称、位置及び所管区域）

第二十三条 支部の名称、位置及び所管区域は、別表第五のとおりとする。

（支部の所掌事務）

第二十四条 支部は、支部の管轄区域における災害予防対策、災害応急対策等を実施するため、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 支部の管轄区域における災害関係職員の動員及び派遣に関すること。

- 二 支部の管轄区域における被害状況、応急対策実施状況等の報告の扶助に関すること。
- 三 その他支部の管轄区域における災害予防対策、災害応急対策等の実施に関すること。

(支部の班)

第二十五条 支部に別表第六に掲げる班を置く。

- 2 支部の班の分掌事務は、別表第六に掲げるとおりとする。

(支部の職制)

第二十六条 支部に支部長、副支部長及び情報連絡員（地域リエゾン）を、支部の班（その他の班は除く。）に班長及び班員を置く。

また、支部総務班に支部連絡員を、総務班以外の班（その他の班は除く。）に各班連絡員を置く。

- 2 支部長は地域振興事務所長を、副支部長は地域振興事務所の次長、情報連絡員（地域リエゾン）は地域振興事務所長があらかじめ選定した職員をもって充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、千葉支部にあつては支部長は防災危機管理部危機管理政策課危機管理室長の職にある者を、副支部長は防災危機管理部危機管理政策課副課長の職にある者を、情報連絡員（地域リエゾン）は防災危機管理部危機管理政策課長があらかじめ選定した職員をもって充てる。
- 4 第二項の規定にかかわらず、東京支部にあつては支部長は東京事務所長の職にある者を、副支部長は東京事務所次長の職にある者をもって充てる。
- 5 班長は別表第六に掲げる者を、支部連絡員は支部長となる者があらかじめ指名した職員を、各班連絡員は班長となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる班に対応する県の組織の職員をもって充てる。

(支部長等の職務)

第二十七条 支部長は、本部長の命を受け、支部の事務を掌理し、支部に属する職員を指揮監督する。

- 2 副支部長は、支部長を助け、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 情報連絡員（地域リエゾン）は、支部長の命を受け、管轄区域内の市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長及び支部長に通報する。
- 4 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 支部連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、支部内の連絡調整及び情報収集の事務に従事する。
- 6 各班連絡員は、所定の場所に勤務し、上司の命を受け、支部内各班の連絡調整及び情報収集の事務に従事する。
- 7 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(支部長が置く班)

第二十八条 支部長は、支部の実情に応じて、別表第六に掲げる班のほかに必要な班を置くことができる。

- 2 前項の班の分掌事務は、支部長が定め、その班の班長及び班員は、支部長が指名する職員をもって充てる。

(支部長の関係機関に対する要請等)

第二十九条 支部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

第四章 職員の配備

(職員の配備)

第三十条 防災危機管理部長は、県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めたときは、千葉県災害対策本部の設置前においても千葉県地域防災計画の定めるところにより、職員を配備するものとする。

- 2 職員の配備は、情報収集体制、災害即応体制、災害対策本部第1配備から災害対策本部第3配備までとし、それぞれの配備の要領は、別に定める。
- 3 災害対策本部が設置された場合の職員の配備は、前項の規定による配備のうち災害対策本部第1配備から災害対策本部第3配備までとする。

ただし、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときはこの限りでない。

第五章 雑則

(委任)

第三十一条 この要綱に定めるもののほか、本部の部及び班の組織に関し必要な事項は部長が、本部事務局の組織に関し必要な事項は事務局長が、現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は現地災害対策本部長が、支部の組織に関し必要な事項は支部長がそれぞれ定める。

附 則

この要綱は、平成九年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十七年四月二十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十五年一月四日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十八年九月七日から施行する。

附 則
この要綱は、平成二十九年七月三十一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成三十年一月十一日から施行する。

附 則
この要綱は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、令和三年十二月七日から施行する。

附 則
この要綱は、令和四年四月一日から施行する。

附 則
この要綱は、令和六年三月一日から施行する。

附 則
この要綱は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一 災害対策本部の設置を要請する者

災害対策本部の設置を要請する者	総務部長
	総合企画部長
	健康福祉部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
	警察本部長
	地域振興事務所長
	東京事務所長

別表第二 災害対策本部員

災害対策本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	地域防災担当部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
	警察本部長の指定する者

別表第三 災害対策本部各部各班

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
総務部	部長	秘書班	秘書課長	1 本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞及び視察者に関すること。
	総務部長	総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。
	副部長	人事班	人事課長	1 災害関係職員の動員及び派遣に関すること。
	総務部次長	財政班	財政課長	1 災害関係の予算に関すること。
		資産経営班	資産経営課長	1 県有財産の被害の取りまとめに関すること。
		管財班	管財課長	1 県本部の施設、物品の確保及び自動車の配車に関すること。 2 応急対策物品の出納に関すること。 3 所管する県庁舎の被害の取りまとめに関すること。 4 統括管理施設の電気設備の保安の確保に関すること。 5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（県庁本庁舎、中庁舎、南庁舎）
		税務班	税務課長	1 県税の減免等に関すること。
		市町村班	市町村課長	1 被災市町村の行政運営に関すること。 2 被災市町村の応急復旧資金等に関すること。 3 地方交付税及び市町村債に関すること。 4 市町村応援職員の派遣調整に関すること。
		学事班	学事課長	1 私立学校の被害の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		総務ワークステーション班	総務ワークステーション所長	1 関係職員の災害補償等に関すること。 2 関係職員の健康管理等に関すること。
		協力班	政策法務課長 審査情報課長 情報システム課長 デジタル戦略課長 デジタル推進課長 監査委員事務局長	1 他班の応援に関すること。
		議会班	議会事務局長	1 議会に関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
総合企画部	部長 総合企画部長	政策企画班	政策企画課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。
	副部長 地域づくり担当 部長	国際班	国際課長	1 通訳ボランティアの活動調整に関すること。
		報道広報班	報道広報課長	1 報道機関との連携に関すること。 2 災害広報に関すること。
	副部長 交通担当部長	水政班	水政課長	1 飲料水（水道事業体の水道水）供給の指導に関すること。 2 県及び市町村営等水道施設の被害及び復旧状況調査、千葉県水道災害相互応援協定に基づく調整に関すること。
	副部長 総合企画部次長			3 放射線モニタリング等（水質調査（企業局を除く水道事業体の水道水）、廃棄物（企業局を除く水道事業体から発生する汚泥）に係る情報収集及び広報に関すること。 4 飲料水（企業局を除く水道事業体の水道水）の摂取制限に係る助言及び広報に関すること。
	副部長 次長（空港）	成田空港班	成田空港政策課長 空港地域共生課長	1 成田国際空港に関する航空機事故に係る部内等の連絡調整に関すること。
		交通計画班	交通計画課長	1 交通機関の被害調査に関すること。
		協力班	統計課長 多様性社会推進課長 地域づくり課長 人事委員会事務局長	1 他班の応援に関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 保健医療担当部長	総合調整班 【構成課】 ○健康福祉政策課 保険指導課	健康福祉政策課長	1 総合調整班の連絡調整及び運営に関すること。 2 被害及び救援活動に係る情報処理に関すること。 3 災害対策に伴う部職員の配置と勤務管理に関すること。 4 部が行う災害対策活動の総合調整に関すること。 5 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 6 その他対策に必要な業務に関すること。
		災害医療班 【構成課】 ○医療整備課 健康福祉政策課 疾病対策課 障害者福祉推進課 薬務課	健康危機対策監	1 災害医療班の連絡調整及び運営に関すること。 2 医療ニーズ把握のための情報収集に関すること。 3 医療救護活動に係る調整に関すること。 4 医療救護活動（緊急時被ばく医療を含む。）の実施に関すること。 5 医薬品等の確保に関すること。 6 地域医療の復旧に関すること。
		災害保健班 【構成課】 ○健康づくり支援課 疾病対策課 障害者福祉推進課 薬務課 衛生指導課	健康福祉部次長（技術）	1 災害保健班の活動管理に関すること。 2 保健活動の実施に関すること。 3 被災者の健康維持に関すること。 4 被災地域の生活衛生状態の確保に関すること。 5 保健医療ボランティアの確保に関すること。
		災害福祉班 【構成課】 ○健康福祉指導課 児童家庭課 子育て支援課 高齢者福祉課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課	健康福祉部次長（事務）	1 災害福祉班の連絡調整及び運営に関すること。 2 社会福祉施設等の被害状況等の調査に関すること。 3 社会福祉施設等の入所者への対策に関すること。 4 在宅要配慮者の福祉サービスの実施に関すること。 5 福祉関係ボランティアの確保と活動調整に関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
環境生活部	部長 環境生活部長	環境政策班	環境政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 環境保全協定締結工場の被害調査及び応急対策に関すること。
	副部長 生活安全・有害鳥獣担当部長	大気保全班	大気保全課長	1 有害物（危険物高圧ガス等の部課の所掌に係るものを除く。）を有する工場、事業場等の操業管理に関すること。 2 倒壊建築物の解体・撤去に伴う大気汚染の防止に関すること。 3 大気監視に関すること。 4 放射線モニタリング等（大気汚染調査）の実施に関すること。
	副部長 環境生活部次長	水質保全班	水質保全課長	1 油、有害物質等の公共用水域（海域を除く。）への流出に対する監視及び応急対策に関すること。 2 地質災害の調査に関すること。 3 水質監視に関すること。 4 放射線モニタリング等（水質調査、土壌調査）の実施に関すること。
		自然保護班	自然保護課長	1 自然公園内等の被害状況及び応急対策実施状況の把握に関すること。 2 油流出災害時の傷病鳥獣の保護及び自然環境重要地域の被害状況の把握に関すること。 3 他班の応援に関すること。
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の発生及び処理状況の把握に関すること。 2 災害廃棄物の処理に係る各自治体、関係団体との連絡調整に関すること。 3 災害廃棄物の処理方法の指導に関すること。 4 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したもの）の被害調査に関すること。
		廃棄物指導班	廃棄物指導課長	1 一般廃棄物処理施設（循環型社会推進班において所掌するものを除く。）の被害調査に関すること。 2 産業廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 3 産業廃棄物処理施設における受入可能調査に関すること。 4 産業廃棄物関係団体との連絡・調整に関すること。 5 放射線モニタリング等（廃棄物（廃棄物処理施設））の実施に関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
環 境 生 活 部	部長 環境生活部長	県民生活班	県民生活課長	1 一般ボランティアの活動調整に関すること。
	副部長 生活安全・有害 鳥獣担当部長	競技スポー ツ振興班	競技スポーツ振興 課長	1 管下スポーツ施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
	副部長 環境生活部次長	文化振興班	文化振興課長	1 文化会館等の被害状況の取りまとめに関すること。 2 博物館等の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。(文化会館、現代産業科学館)
		協力班	くらし安全推進課 長 温暖化対策推進課 長 生涯スポーツ振興 課長	1 他班の応援に関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
商 工 労 働 部	部長 商工労働部長	経 済 政 策 班	経済政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。
	副部長 地域産業推進・観光担当部長			2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。
	副部長 商工労働部次長			3 一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること。
				4 企業（産業振興班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。
				5 必要物資のあつせんに関すること。
				6 関係商工団体の連絡調整に関すること。
			7 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。 （幕張メッセ）	
		経 営 支 援 班	経営支援課長	1 中小企業に対する災害融資及び利子補給に関すること。
				2 県内金融機関の被害状況調査に関すること。
				3 大規模商業施設との連絡調整に関すること。
		産 業 振 興 班	産業振興課長	1 臨海及び内陸工業（経済政策班及び経営支援班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。
				2 土石、砂利採取に伴う災害対策及び連絡調整に関すること。
		観 光 政 策 班	観光政策課長	1 県内観光施設等の被害状況の取りまとめに関すること。
				2 災害に伴う観光業への影響に関すること。
		産 業 人 材 班	産業人材課長	1 高等技術専門校等の災害対策、被害調査及び連絡調整に関すること。
		協力班	企業立地課長 雇用労働課長 労働委員会事務局長	1 他班の応援に関すること。

各部	部長・ 副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
農 林 水 産 部	部長 農林水産部長	農林水産政 策班	農林水産政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取り まとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 応急食料の確保に関すること。 4 応急食料供給対策について農林水産省農産局長と の連絡に関すること。 5 応急食料の供給について、農林水産省農産局長を 通じた売却指示に関すること。 6 放射線モニタリング等（農林水産物への影響調査） の実施総括に関すること。
	副部長 生産流通戦略担 当部長	団体指導班	団体指導課長	1 農業金融に関すること。 2 水産金融に関すること。
	副部長 農林水産部次長	園芸農産班	生産振興課長	1 園芸作物、主要農作物及び特産作物等の被害調査 及び応急対策に関すること。 2 出荷制限に係る農産物の廃棄処分に関すること。
		販売輸出戦 略班	販売輸出戦略課長	1 放射線モニタリング等（食物（農産物）の流通状 況調査）の実施に関すること。 2 卸売市場の被害状況及び生鮮食品等の流通状況の 把握・情報提供に関すること。
		技術指導班	担い手支援課長	1 災害対策技術の普及に関すること。
		農地等整備 班	農地・農村振興課長	1 農地及び農業用施設（耕地課において所掌するも のを除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。 2 開拓財産の被害調査及び応急対策に関すること。
			耕地課長	1 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関 すること。 2 農地等保全事業の被害調査及び応急対策実施状況 の取りまとめに関すること。 3 県管理土地改良施設の被害調査及び応急対策に関 すること。 4 農業用水の取水制限に関すること。
		環境農業推 進班	環境農業推進課長	1 放射線モニタリング等（農産物への影響調査、肥 料・土壌改良資材・培土調査）の実施に関すること。 2 農産物の出荷制限に関すること。
		畜産班	畜産課長	1 畜産に関する被害調査及び応急対策に関すること。 2 放射線モニタリング等（畜産物への影響調査、肥 料・土壌改良資材・飼料調査）の実施に関すること。 3 畜産物の出荷制限並びに廃棄処分に関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
農 林 水 産 部	部長 農林水産部長	森林班	森林課長	1 木材及び薪炭の調達に関すること。
	副部長 生産流通戦略担当部長			2 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関すること。
				3 造林被害報告に関すること。
				4 県民の森等施設利用者への対応に関すること。
				5 林野火災発生箇所の被災調査及び復旧対策に関すること。
				6 放射線モニタリング等（林産物への影響調査、土壌改良資材調査）の実施に関すること。
副部長 農林水産部次長	7 林産物の出荷制限並びに廃棄処分に関すること。			
	水産班	水産課長	1 部内水産関係班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。	
			2 漁船漁具の被害調査及び応急対策に関すること。	
			3 水産業共同利用施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
	漁業資源班	漁業資源課長	1 増養殖施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
			2 災害に伴う漁場環境への影響に関すること。	
			3 放射線モニタリング等（水産物への影響調査）の実施に関すること。	
			4 水産物の出荷制限並びに廃棄処分に関すること。	
	漁港班	漁港課長	1 漁港施設、漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。	
			2 油流出災害時の県管理漁港区域における防除作業に関すること。	
	協力班	海区漁業委員会事務局長	1 他班の協力に関すること。	

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
県土整備部	部長 県土整備部長	県土整備部 災害対策本部事務局	県土整備政策課災害 対策担当課長	1 災害対策本部との連携に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取り まとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 土木資材の確保に関すること。
	副部長 災害・建設業担当 部長	県土整備政 策班	県土整備政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 3 応急用対策物品の調達及び出納に関すること。
	副部長 県土整備部次長	道路整備班	道路整備課長	1 県管理道路、橋梁等の応急建設に関すること。
		道路環境班	道路環境課長	1 県管理道路、橋梁等の被害調査及び災害対策に関 すること。 2 県内道路の通行状況の把握に関すること。
		河川整備班	河川整備課長	1 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管 海岸保全区域等の応急建設に関すること。 2 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の応 急建設に関すること。
		河川環境班	河川環境課長	1 水防活動の全般に関すること。 2 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管 海岸保全区域等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の被 害調査及び災害対策に関すること。 4 油流出災害時の県管理河川、国土交通省水管理・ 国土保全局所管海岸保全区域における防除作業に関 すること。
		港湾班	港湾課長	1 港湾の被害調査及び災害対策に関すること。 2 油流出災害時の港湾区域における防除作業に関す ること。 3 港湾区域内の海上災害の情報収集に関すること。 4 港湾の応急復旧に関すること。
		市街地整備 班	市街地整備課長	1 県が施行する土地地区画整理事業施行中の地区の被 害調査及び応急対策に関すること。 2 その他土地地区画整理事業等施行中の地区の被害調 査に関すること。
		公園緑地班	公園緑地課長	1 県立公園等の被害調査及び災害対策に関すること。 2
		下水道班	下水道課長	1 下水道の被害調査に関すること。 2 流域下水道の災害対策に関すること。 3 放射線モニタリング等（廃棄物（下水発生汚泥・ 焼却灰））の実施に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	1 被災建築物応急危険度判定活動の調整・支援・調 査に関すること。

各部	部長・ 副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
県土整備部	部長 県土整備部長	住宅班	住宅課長	1 住宅の応急対策に関すること。 2 公営住宅の被害調査に関すること。 3 県営住宅の災害対策に関すること。
	副部長 災害・建設業担当 部長	宅地班	都市計画課長	1 宅地の被害調査に関すること。 2 被災宅地危険度判定活動の調整・支援に関すること。
	副部長 県土整備部次長	営繕班	営繕課長	1 野外仮設避難所の設置に関すること。
		協力班	技術管理課長 建設・不動産業課長 用地課長 道路計画課長 施設改修課長 収用委員会事務局長	1 他班の応援に関すること。

各部	部長・ 副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
出納部	部長 会計管理者	出納班	出納局長	1 災害時に係る会計事務に関すること。 2 義援金の受入れ保管に関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
企業部	部長 企業局長	企業部本部事務局	総務企画課長	1 県本部及び各対策本部との各種調整に関する事 2 局所有施設の被害情報の集約・整理・報告・提供に関する事 3 企業部災害対策本部会議の運営に関する事 4 各対策本部間の総合調整に関する事 5 応援職員の動員及び派遣（相互応援協定によるものは除く）の総合調整に関する事 6 災害広報に係る総合調整に関する事 7 企業部本部の活動記録の取りまとめに関する事 8 報道機関への情報発信及び対応に関する事
	副部長 管理部長			
	副部長 水道部長	総務班	総務企画課長	1 共通物品（食料・医薬品等）の調達に関する事 2 関係職員の健康管理等に関する事 3 応援職員の動員及び派遣に関する事 4 県災害対策本部への自衛隊の災害派遣要請に関する事 5 日本水道協会との連絡調整に関する事
	副部長 工業用水部長			
	副部長 土地管理部長	お客様対応・情報システム班	業務振興課長	1 県営水道に係る住民からの問い合わせに関する事 2 企業局内の情報システムの復旧に関する事 3 県営水道に係る災害広報資料の作成及びホームページへの掲載に関する事 4 県営水道に係る災害広報の総合調整に関する事 5 飲料水（県営水道水）の摂取制限に係る広報に関する事
	副部長 水道部次長 （危機管理対策・水運用担当）			
		管財調整班	財務課長	1 予算の調整に関する事 2 幕張庁舎の管理に関する事 3 緊急通行車両の手続きに関する事
		渉外班	経理課長	1 応援職員の宿泊施設の手配に関する事。（企業部において所掌する応援職員に限る。） 2 経理・契約の調整に関する事
		情報・調整班（応急給水管理班）	計画課長	1 県営水道事業に係る部内の連絡調整に関する事 2 県営水道区域内の被害情報等の取りまとめに関する事 3 県営水道区域内の応急給水活動の調整に関する事（応急復旧活動がある場合） 4 県営水道事業に係る部内の活動記録のとりまとめに関する事 5 県営水道に係る県（水政課）への被害情報の報告及び県相互応援協定の調整に関する事
		浄水班	浄水課長	1 県営水道の取・浄・給水場等施設及び導水管の復旧調整に関する事 2 県営水道の浄・給水場等における応急給水用水源の確保・調整に関する事

企 業 部	部長 企業局長			3 県営水道の浄・給水場等の薬品・自家発燃料の貯留状況の収集・把握・調整・手当に関する事。
	副部長 管理部長			4 水運用の検討及び計画に関する事。
	副部長 水道部長			5 水源パトロール・情報収集に関する事。
				6 県営水道に係る送・配水管等の洗浄時の水質確認に関する事。
				7 放射線モニタリング等（水質調査（県営水道水）、廃棄物（県営水道から発生する汚泥））の実施に関する事。
	副部長 工業用水部長	応 急 復 旧 管理班（応 急 給 水 管 理班）	給水課長	1 県営水道に係る送配水施設・給水管等施設の応急復旧活動・復旧用資機材の調整・手当に関する事。
	副部長 土地管理部長			2 県営水道の被害調査の実施に関する事。
				3 県営水道の復旧工事の計画・監督・実施に関する事。
	副部長 水道部次長 （危機管理対策・ 水運用担当）	工 業 用 水 班	工業用水管理 課長	4 県営水道区域内の応急給水活動の調整に関する事（応急復旧活動がない場合）。
		施 設 設 備 班	施設設備課長	1 工業用水事業に係る部内の連絡調整に関する事。
		土 地 事 業 調整班	土地事業調整 課長	2 工業用水事業に係る事業区域内の被害調査及び応急対策に関する事。
		資 産 管 理 班	資産管理課長	1 工業用水の取水制限に関する事。
		土 地 分 譲 班	土地分譲課長	2 放射線モニタリング等（廃棄物（工業用水道浄水場から発生する汚泥））の実施に関する事。
				1 土地管理事業に係る部内の連絡調整に関する事。
				2 土地管理事業区域内の被害状況のとりまとめ・報告に関する事。
				3 土地管理事業区域内（ニュータウン整備事業区域内に限る。）の被害調査及び応急対策に関する事。
				1 土地管理事業区域内（土地事業調整班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。
				1 貸付先企業等との連絡調整に関する事。
				2 造成土地管理事業の他班の応援に関する事。

各 部	部 長・ 副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
病 院 部	部長 病院局長 副部長 副病院局長	経営管理班	経営管理課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 部内の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
教 育 部	部長 教育長	学校危機管理班	保健体育課 危機管理班 主幹	1 部内職員の動員及び配置に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。 4 学校支援ボランティアの活動調整に関すること。
	副部長 教育次長			
	副部長 企画管理部長	教育総務班	教育総務課長	1 教育事務所との連絡調整に関すること。 2 公立学校の給与の非常時払いに関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（葛南教育事務所）
	副部長 教育振興部長	教育広報班	教育政策課長	1 報道機関への対応に関すること。（教育部において所掌するものに限る。次項について同じ。） 2 災害広報に関すること。
	副部長 学校危機管理監	財務班	財務課長	1 災害関係の予算措置に関すること。（教育部において所掌するものに限る。） 2 市町村立学校の施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。
		教育施設班	教育施設課長	1 県立学校の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 県立学校運営上の応急対策に関すること。
		福利班	福利課長	1 教職員の災害給付に関すること。
		生涯学習班	生涯学習課長	1 公民館、図書館、青少年自然の家等社会教育施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
		学習指導班	学習指導課長	1 教科書等の供給に関すること。 2 千葉県総合教育センターの被害調査及び応急対策に関すること。 3 県立中学校及び県立高等学校生徒の就学措置に関すること。 4 被害地における教育についての指導助言に関すること。 5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（千葉県総合教育センター）
		児童生徒安全班	児童生徒安全課長	1 千葉県子どもと親のサポートセンターの被害調査及び応急対策に関すること。 2 住民の避難場所としての県立教育機関の利用に関すること。
		特別支援教育班	特別支援教育課長	1 県立特別支援学校の児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 県立特別支援学校の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関すること。
		教職員班	教職員課長	1 市町村教育委員会に対する児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 公立学校（県立特別支援学校を除く。）の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関すること。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
教 育 部	部長 教育長 副部長 教育次長	保健体育班	保健体育課 長	1 学校給食物資のあっせんに関する事 2 公立学校の児童、生徒及び職員の健康状態の把握に関する事
	副部長 企画管理部長 副部長 教育振興部長 副部長 学校危機管理監	文化財班	文化財課長	1 文化財の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事

放射線等災害に係る県民等からの問合せに関する事については、各課において所掌する内容について対応するものとする。

各部	部長・副部長	班 名	班 長	分 掌 事 務
警 察 部	警察本部長の指定する者			1 災害時の警備に関する事。 2 放射線モニタリング等に係る支援に関する事。 3 規制区域等における交通規制、巡回及び監視警戒等に関する事。 4 住民等の退避誘導に関する事。

別表第四 災害対策本部事務局各班

班名	分掌事務
統制班	1 災害対策本部事務局の業務の総括に関すること。 (1) 災害対策本部事務局及び各部・支部の進捗管理に関すること。 (2) 総括予定表（日々・週次）の作成に関すること。 (3) 事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関すること。 2 災害対策本部会議等に関すること。 (1) 災害対策本部会議運営に関わる連絡調整に関すること。 (2) 災害対策本部資料作成に関すること。 (3) 災害対策本部会議の記録に関すること。 (4) 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること。
庶務班	1 災害対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること。 2 事務局各班の業務の分担に関すること。 3 文書の供覧、文書管理の指示に関すること。 4 配備職員の参集状況の確認に関すること。 5 配備職員及びその家族の安否の確認に関すること。 6 本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関すること。 7 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること。 8 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること。
情報班	1 被害情報の収集に関すること。 (1) 市町村、消防（局）本部から県内被害状況 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況 (5) マスコミが報道した被害状況 (6) ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況 2 市町村の避難指示等及び住民の避難状況に関すること。 3 被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関すること。 4 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関すること。 5 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関すること。 6 被害情報の集約・整理に関すること。 (1) 各部が担任する被害情報集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告（被害の取りまとめ）作成 7 被害情報の報告・提供に関すること。 (1) 国（消防庁等）への災害緊急報告、被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供 8 防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関すること。 9 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること。 (1) 震度情報ネットワークシステム、地震被害想定システムの結果から被害を想定 (2) 主要な情報収集項目を決定 (3) 入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供 (4) 集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供

応急対策班	1 応急対策立案に関すること。 (1) 災害対策本部が実施する災害応急対策の方針等の策定に関すること。 (2) 災害応急対策の総合調整に関すること。 (3) 被災市町村の災害応急対策（避難指示等）の助言に関すること。 2 部隊運用の調整に関すること。 (1) 自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関すること。 (2) 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。 3 航空運用調整に関すること。 (1) 支援航空機の運航調整に関すること。 (2) ヘリコプター映像の要請に関すること。
応援受援班	1 人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関すること。 2 被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること。 3 国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること。 4 人的応援・受援状況の取りまとめに関すること。
被災者支援班	1 被災者支援の総合調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 4 広域避難者対策に関すること。 5 被災者生活再建支援法に関すること。 6 義援金の募集、配分に関すること。 7 ボランティアセンターの開設に関すること。
住家被害対応班	1 住家被害対策の総合調整に関すること。 2 罹災証明書発行の市町村支援に関すること。
物資支援班	1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。 2 物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関すること。 3 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。 4 支援計画の作成に関すること。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 5 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。 6 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。 7 自衛隊への輸送要請に関すること。 8 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。 9 災害従事車両通行手続き等に関すること。 10 優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること。

通信・システム班	1 防災行政無線の運用に関すること。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 (3) 気象台からの気象予警報、地震・津波情報等を情報班に通報するとともに、関係市町村、関係機関に一斉通報 2 防災情報システムの維持・管理に関すること。 3 大型表示装置等の運用に関すること。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。） (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関すること。 5 特別会議室の器材操作に関すること。 6 ちば衛星号の運用に関すること。
広報班	1 報道広報班との連携に関すること。 (1) 広報に関する体制、要領等全般について (2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関すること。 3 知事記者会見に関すること。 4 記者発表に関すること。 5 報道機関からの取材に関すること。 6 県民への情報発信に関すること。 (1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関すること。
現地派遣班	1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 情報連絡員（地域及び本庁リエゾン）の派遣調整に関すること。 3 災害対策本部支部及び市町村災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 現地災害対策本部の設置に関すること。 5 被災市町村における支援ニーズの把握に関すること。
放射能事故対応班	1 総合窓口に関すること。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関すること。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関すること。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関すること。
本部連絡員	1 各部で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部の災害応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部との連絡に関すること。

別表第五 災害対策本部各支部

名称	位置	所管区域
千葉支部	危機管理政策課内	千葉市、市原市
葛南支部	葛南地域振興事務所内	習志野市、八千代市、船橋市、市川市、浦安市
東葛飾支部	東葛飾地域振興事務所内	松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛支部	印旛地域振興事務所内	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取支部	香取地域振興事務所内	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝支部	海匝地域振興事務所内	銚子市、旭市、匝瑳市
山武支部	山武地域振興事務所内	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生支部	長生地域振興事務所内	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅支部	夷隅地域振興事務所内	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房支部	安房地域振興事務所内	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津支部	君津地域振興事務所内	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

名称	位置
東京支部	東京事務所内

別表第六 災害対策本部各支部各班

班名	班長	分掌事務
総務班	班長 地域防災課長	1 支部内の連絡調整に関する事。 2 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関する事。 3 情報連絡員との連絡調整に関する事。 4 市町村への助言及び連絡調整に関する事。 5 災害救助についての応援に関する事。 6 防災備蓄倉庫の物資の搬出に関する事。
	副班長 企画課長 地域環境保全課長 出納課長	
	東京事務所長の指名する者	1 災害対策基本法及び千葉県地域防災計画に係る国・東京都等からの情報収集及び部内における連絡調整に関する事。 2 復旧・復興に係る県から国への支援要請に関する事。
協力班	県税事務所長	1 他班の応援に関する事。
健康福祉班	健康福祉センター長	1 支部健康福祉班の活動の調整に関する事。 2 被災者の医療の確保に関する事。 3 被災者の健康の維持に関する事。 4 被災者の生活衛生の確保に関する事。 5 被災者の福祉の確保に関する事。 6 その他分掌事務の実施に必要な事。
農業班	農業事務所長	1 農業関係（土地改良事業を含む。）の災害対策に関する事。 2 災害救助についての応援に関する事。
土木班	土木事務所長、 区画整理事務所長、 港湾事務所長	1 水防の全般に関する事。 2 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事。 3 その他土木関係の災害対策に関する事。 4 災害救助についての応援に関する事。

※千葉支部の取り扱いについては本表によらず、別途「千葉県災害対策本部千葉支部運営要綱」で定める。

3 千葉県応急対策本部設置要綱<資料1-10>

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県災害対策本部設置前における迅速な災害応急対策を実施するために、必要に応じ設置する千葉県応急対策本部について定めるものとする。

第2章 千葉県応急対策本部の設置等

(応急対策本部の設置)

第2条 防災危機管理部長は、県の地域について災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めたときは、別表第1に掲げる災害ごとに同表に掲げる応急対策本部を設置する。

(応急対策本部の設置の要請)

第3条 別表第2に掲げる者は、応急対策本部を設置する必要があると認めたときは、防災危機管理部防災対策課長に応急対策本部の設置を要請するものとする。

2 防災危機管理部防災対策課長は、前項の要請があったとき又は応急対策本部を設置する必要があると認めたときは、応急対策本部の設置を防災危機管理部長に要請するものとする。

(現地応急対策本部の設置)

第4条 防災危機管理部長は、必要に応じ、災害地に現地応急対策本部を置く。

(応急対策本部の廃止)

第5条 防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、当該災害又は災害の発生するおそれが解消したため、応急対策本部を設置しておく必要がなくなったと認めたときは、応急対策本部を廃止する。

第3章 応急対策本部の組織

(応急対策本部長及び応急対策本部員)

第6条 応急対策本部長（以下「本部長」という。）は防災危機管理部長をもって充てることとし、別表第2に掲げる者を応急対策本部員（以下「本部員」という。）に充てる。

(応急対策本部の所掌事務)

第7条 応急対策本部は、次の事務を所掌する。

- 一 関係機関との連絡調整に関すること。
- 二 応急対策の実施に関すること。
- 三 その他応急対策に必要な業務に関すること。

(応急対策本部会議)

第8条 本部長は、災害に係る災害応急対策等を検討し、又は実施するため、必要に応じて、本部長、本部員及びその他本部長が指名する者で構成する応急対策本部会議を主宰するものとする。

(関係機関に対する要請等)

第9条 本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は応急対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(応急対策本部各班の分掌事務等)

第10条 応急対策本部に、配備体制に応じ別表第3に掲げる班を置く。

- 2 応急対策本部の班の分掌事務は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 3 班に班長及び班員を置く。
- 4 班長は、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、必要な応急対策を実施する。
- 5 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(応急対策本部事務局)

第11条 応急対策本部に応急対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置き、事務局に別表第4に掲げる班を置く。

2 事務局の班の分掌事務は、別表第4に掲げるとおりとする。

(事務局の職制)

第12条 事務局に事務局長、事務局次長及び情報連絡員（地域リエゾン及び本庁リエゾン）を、事務局の班に班長及び班員を置く。

2 事務局の事務局長は、防災危機管理部次長の職にある者を、事務局次長は防災危機管理部危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理政策課危機管理室長及び災害・危機対策監の職にある者を、情報連絡員（地域リエゾン）は地域振興事務所長（千葉市及び市原市に派遣される者にあつては防災危機管理部防災対策課長。以下同じ。）があらかじめ選定した職員を、情報連絡員（本庁リエゾン）は所属する組織の長があらかじめ選定した職員を、班長は、消防課長及び産業保安課長の職にある者並びに危機管理政策課の職員のうちから危機管理政策課長があらかじめ指名した職員、防災対策課の職員のうちから防災対策課長があらかじめ指名した職員、消防課の職員のうちから消防課長があらかじめ指名した職員及び産業保安課の職員のうちから産業保安課長があらかじめ指名した職員を、班員は、防災危機管理部危機管理政策課、防災対策課、消防課及び産業保安課のその他の職員並びに各本部員があらかじめ指名した職員をもって充てる。

(事務局長等の職務)

第13条 事務局長は、事務局の事務を掌理し、事務局に属する職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、次に定めた順位に従いその職務を代理する。

第1順位 防災危機管理部危機管理政策課長

第2順位 防災危機管理部防災対策課長

第3順位 防災危機管理部防災対策課危機管理室長

第4順位 防災危機管理部災害・危機対策監

3 事務局次長は、それぞれ次の各号に掲げる事務を掌理する。

- | | | |
|---|--------------------|----------|
| 一 | 防災危機管理部危機管理政策課長 | 事務局運営 |
| 二 | 防災危機管理部防災対策課長 | 国等との調整 |
| 三 | 防災危機管理部防災対策課危機管理室長 | 事務局運営の補佐 |
| 四 | 防災危機管理部災害・危機対策監 | 自衛隊との調整 |

4 情報連絡員（地域リエゾン）は、地域振興事務所長の命を受け、管轄区域内の市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長及び地域振興事務所長に通報する。

5 情報連絡員（本庁リエゾン）は、本部長の命を受け、担当市町村庁舎に常駐し、災害の情報を本部長に通報する。

6 班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

第4章 現地応急対策本部

(現地応急対策本部に属する者)

第14条 現地応急対策本部には、本部長が指名する現地応急対策本部長、本部員及びその他の職員を置く。

(現地応急対策本部の所掌事務及び設置場所)

第15条 現地応急対策本部は、次の事務を所掌する。

- 一 被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集及び分析に関すること。
 - 二 市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること。
 - 三 その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。
- 2 現地応急対策本部の設置場所は、災害の現地若しくはその付近又は災害の現地の市町村庁舎等とする。

第5章 千葉県災害対策本部への移行

(千葉県災害対策本部への移行)

第16条 災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、千葉県災害対策本部に移行するものとする。

第6章 雑 則

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、千葉県応急対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この規定は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成２８年９月７日から施行する。

附 則
この規則は、平成２９年７月３１日から施行する。

附 則
この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、令和３年１２月７日から施行する。

附 則
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第1 災害種別及び対応する応急対策本部

1 地震・津波災害	千葉県地震・津波災害応急対策本部
2 風水害等	千葉県風水害等応急対策本部
3 放射性物質事故	千葉県放射性物質事故応急対策本部
4 大規模火災	千葉県大規模火災応急対策本部
5 林野火災	千葉県林野火災応急対策本部
6 危険物等災害	千葉県危険物等事故応急対策本部
7 油等海上流出災害	千葉県油等海上流出事故応急対策本部
8 海上事故	千葉県海上事故応急対策本部
9 航空機事故	千葉県航空機事故応急対策本部
10 鉄道事故	千葉県鉄道事故応急対策本部
11 道路事故	千葉県道路事故応急対策本部

別表第2 応急対策本部の設置を要請する者及び本部員

	地震・津波	風水害等	放射性 物質事故	大規模 火 災	林野 火災	危険物等	油等海上 流出	海上 事故	航空機 事故	鉄道 事故	道路 事故
総務部											
学事課長			○								
総合企画部											
水政課長	○		○								
空港地域共生課長									○		
交通計画課長	○	○								○	
健康福祉部											
健康福祉政策課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療整備課長			○	○	○	○		○	○	○	○
薬務課長			○	○	○	○		○	○	○	○
環境生活部											
環境政策課長			○								
大気保全課長			○				○				
水質保全課長			○				○				
自然保護課長							○				
循環型社会推進課長							○				
廃棄物指導課長							○				
商工労働部											
経済政策課長							○				
農林水産部											
農林水産政策課長	○	○	○								
生産振興課長			○								
販売輸出戦略課長			○								
環境農業推進課長			○								
耕地課長	○										
畜産課長			○								
森林課長	○	○	○		○						
水産課長								○			
漁業資源課長			○				○				
漁港課長	○	○					○	○			
県土整備部											
県土整備政策課長	○	○									
道路計画課長		○									
道路整備課長	○	○									
道路環境課長	○	○									○
河川整備課長	○	○					○				
河川環境課長	○	○					○				
港湾課長	○	○					○	○			
市街地整備課長	○	○									
公園緑地課長	○	○									
下水道課長	○	○									
住宅課長	○	○									

	地震・津波	風水害等	放射性 物質事故	大規模 火 災	林野 火災	危険物等	油等海上 流出	海上 事故	航空機 事故	鉄道 事故	道路 事故
企業局											
総務企画課長			○								
浄水課長			○								
施設設備課長			○								
局長が指定する課長	○										
病院局											
経営管理課長			○	○	○	○		○	○	○	○
教育庁											
児童生徒安全課長			○								
警察本部											
警察本部長の指定する者			○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 本部員は、災害即応体制のうち、各部(局・庁)が指定する関係課長とする。ただし、災害の状況によっては、「配備を要する課」以外の課長の出席を求める場合や、「配備を要する課等」の課長であっても出席を要しない場合がある。

別表第3 応急対策本部各班

部（局・庁）名	班名	班長	分掌事務
総務部	秘書班	秘書課長	1 知事の秘書に関すること。 2 災害見舞及び視察者に関すること。
	総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。
	管財班	管財課長	1 県本部の施設、物品の確保及び自動車の配車に関すること。 2 応急対策物品の出納に関すること。 3 所管する県庁舎の被害の取りまとめに関すること。 4 統括管理施設の電気設備の保安の確保に関すること。 5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（県庁本庁舎、中庁舎、南庁舎）
	学事班	学事課長	1 私立学校の被害の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
	人事班	人事課長	1 災害関係職員の動員及び派遣に関すること。
総合企画部	政策企画班	政策企画課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。
	報道広報班	報道広報課長	1 報道機関との連携に関すること。 2 災害広報に関すること。
	水政班	水政課長	1 飲料水（水道事業体の水道水）供給の指導に関すること。 2 県及び市町村営等水道施設の被害及び復旧状況調査、千葉県水道災害相互応援協定に基づく調整に関すること。 3 放射線モニタリング等（水質調査（企業局を除く水道事業体の水道水）、廃棄物（企業局を除く水道事業体から発生する汚泥））に係る情報収集及び広報に関すること。 4 飲料水（企業局を除く水道事業体の水道水）の摂取制限に係る助言及び広報に関すること。
	成田空港班	空港地域共生課長	1 成田国際空港に関する航空機事故に係る部内等の連絡調整に関すること。
	交通計画班	交通計画課長	1 交通機関の被害調査に関すること。
健康福祉部	健康福祉政策班	健康福祉政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 部内各班の被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 4 その他応急対策に必要な業務に関すること。
	疾病対策班	疾病対策課長	1 防疫に関すること。
	医療整備班	医療整備課長	1 医療救護班の派遣等に関すること。 2 医療機関の被害状況と応急対策活動の調査に関すること。 3 医療ボランティアの受付・登録及び活動調整に関するこ

			と。 4 緊急時被ばく医療体制に関すること。
	薬務班	薬務課長	1 医薬品（備蓄を含む。）、衛生材料の供給に関すること。 2 飲料水の安全衛生（摂取制限を含む。）に関すること。 3 毒劇物の物性の調査、情報提供に関すること。 4 毒劇物製造業等の被害状況の調査に関すること。 5 医薬品等の需給に関すること。 6 血液製剤の需給に関すること。 7 薬事関係団体への派遣要請に関すること。 8 医療ボランティア（薬剤師）の受付等に関すること。 9 放射線モニタリング（水質）調査に関すること。
環 境 生 活 部	環境政策班	環境政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 環境保全協定締結工場の被害調査及び応急対策に関すること。
	大気保全班	大気保全課長	1 有害物（危険物高圧ガス等の部課の所掌に係るものを除く。）を有する工場、事業場等の操業管理に関すること。 2 倒壊建築物の解体・撤去に伴う大気汚染の防止に関すること。 3 大気監視に関すること。 4 放射線モニタリング等（大気汚染調査）の実施に関すること。
	水質保全班	水質保全課長	1 油、有害物質等の公共用水域（海域を除く。）への流出に対する監視及び応急対策に関すること。 2 地質災害の調査に関すること。 3 水質監視に関すること。 4 放射線モニタリング等（水質調査、土壌調査）の実施に関すること。
	自然保護班	自然保護課長	1 自然公園内等の被害状況及び応急対策実施状況の把握に関すること。 2 油流出災害時の傷病鳥獣の保護及び自然環境重要地域の被害状況の把握に関すること。
	循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 災害廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）の発生及び処理状況の把握に関すること。 2 災害廃棄物の処理に係る各自治体、関係団体との連絡調整に関すること。 3 災害廃棄物の処理方法の指導に関すること。 4 一般廃棄物処理施設（市町村が設置したもの）の被害調査に関すること。

	廃棄物指導班	廃棄物指導課長	1 一般廃棄物処理施設（循環型社会推進班において所掌するものを除く。）の被害調査に関すること。 2 産業廃棄物処理施設の被害調査に関すること。 3 産業廃棄物処理施設における受入可能調査に関すること。 4 産業廃棄物関係団体との連絡・調整に関すること。 5 放射線モニタリング等（廃棄物（廃棄物処理施設））の実施に関すること。
	文化振興班	文化振興課長	1 博物館等の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 2 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（現代産業科学館）
商 工 労 働 部	経済政策班	経済政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること。 4 企業の被害調査及び応急対策に関すること。 5 必要物資のあっせんに関すること。 6 関係商工団体の連絡調整に関すること。 7 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（幕張メッセ）
	観光班	観光政策課長	1 県内観光施設等の被害状況の取りまとめに関すること。 2 災害に伴う観光業への影響に関すること。
農林水産部	農 林 水 産 政 策 班	農林水産政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 応急食料の確保に関すること。 4 応急食料供給対策について、農林水産省農産局長との連絡に関すること。 5 応急食料の供給について、農林水産省農産局長を通じた売却指示に関すること。 6 放射線モニタリング等（農林水産物への影響調査）の実施総括に関すること。
	団体指導班	団体指導課長	1 農業金融に関すること。 2 水産金融に関すること。
	園芸農産班	生産振興課長	1 園芸作物、主要農作物及び特産作物等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 出荷制限に係る農作物の廃棄処分に関すること。
	販売輸出戦略班	販売輸出戦略課長	1 放射線モニタリング等（食物（農産物）の流通状況調査）の実施に関すること。 2 卸売市場の被害状況及び生鮮食品等の流通状況の把握・情報提供に関すること。
	技術指導班	担い手支援課長	1 災害対策技術の普及に関すること。

環境農業推進班	環境農業推進課長	1 放射線モニタリング等（農産物への影響調査、肥料・土壌改良資材・培土調査）の実施に関する事 2 農産物の出荷制限に関する事。
農地等整備班	耕地課長	1 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 農地等保全事業の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 3 県管理土地改良施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 農業用水の取水制限に関する事。
畜産班	畜産課長	1 畜産に関する被害調査及び応急対策に関する事。 2 放射線モニタリング等（畜産物への影響調査、肥料・土壌改良資材・飼料調査）の実施に関する事。 3 畜産物の出荷制限並びに廃棄処分に関する事。
森林班	森林課長	1 木材及び薪炭の調達に関する事。 2 林地、治山施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 造林被害報告に関する事。 4 県民の森等施設利用者への対応に関する事。 5 林野火災発生箇所の被災調査及び復旧対策に関する事。 6 放射線モニタリング等（林産物への影響調査、土壌改良資材調査）の実施に関する事。 7 林産物の出荷制限並びに廃棄処分に関する事。
水産班	水産課長	1 部内水産関係班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 2 漁船漁具の被害調査及び応急対策に関する事。 3 水産業共同利用施設の被害調査及び応急対策に関する事。
漁業資源班	漁業資源課長	1 増養殖施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害に伴う漁場環境への影響に関する事。 3 放射線モニタリング等（水産物への影響調査）の実施に関する事。 4 水産物の出荷制限並びに廃棄処分に関する事。
漁港班	漁港課長	1 漁港施設、漁港区域に係る海岸保全施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。 2 油流出災害時の県管理漁港区域における防除作業に関する事。

県土整備部	県土整備政策班	県土整備政策課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 土木資材の確保に関すること。 4 応急用対策物品の調達及び出納に関すること。
	道路整備班	道路整備課長	1 県管理道路、橋梁等の応急建設に関すること。
	道路環境班	道路環境課長	1 県管理道路、橋梁等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 県内道路の通行状況の把握に関すること。
	河川整備班	河川整備課長	1 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域等の応急建設に関すること。 2 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の応急建設に関すること。
	河川環境班	河川環境課長	1 水防活動の全般に関すること。 2 県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域の被害調査及び災害対策に関すること。 3 国土交通省所管の砂防、地すべり、急傾斜地の被害調査及び災害対策に関すること。 4 油流出災害時の県管理河川、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域における防除作業に関すること。
	港湾班	港湾課長	1 港湾の被害調査及び災害対策に関すること。 2 油流出災害時の港湾区域における防除作業に関すること。 3 港湾区域内の海上災害の情報収集に関すること。 4 港湾の応急復旧に関すること。
	市街地整備班	市街地整備課長	1 県が施行する土地地区画整理事業施行中の地区の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他土地地区画整理事業等施行中の地区の被害調査に関すること。
	公園緑地班	公園緑地課長	1 県立公園等の被害調査及び災害対策に関すること。
	下水道班	下水道課長	1 下水道の被害調査に関すること。 2 流域下水道の災害対策に関すること。 3 放射線モニタリング等（廃棄物（下水発生汚泥・焼却灰））の実施に関すること。
	建築指導班	建築指導課長	1 被災建築物応急危険度判定活動の調整・支援・調査に関すること。
	住宅班	住宅課長	1 住宅の応急対策に関すること。 2 公営住宅の被害調査に関すること。 3 県営住宅の災害対策に関すること。
	協力班	道路計画課長	1 他班の応援に関すること。

企業局	総務・広報班	総務企画課長	1 局内の連絡調整に関する事。 2 県その他関係機関との連絡調整に関する事。 3 水道事業、工業用水道事業、造成土地管理事業の被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。 4 飲料水（県営水道水）の摂取制限に係る広報に関する事。 5 その他応急対策に必要な業務に関する事。
	県水危機管理班	計画課長	1 県営水道事業に係る連絡調整に関する事。 2 県営水道施設の被害情報及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。 3 県営水道事業に係る職員の動員及び配置に関する事。
	県水浄水班	浄水課長	1 放射線モニタリング等（水質調査（県営水道水）、廃棄物（県営水道浄水場から発生する汚泥））の実施に関する事。
	工業用水班	工業用水管理課長	1 工業用水道事業に係る部内の連絡調整に関する事。 2 工業用水道事業に係る事業区域内の被害調査及び応急対策に関する事。
	施設設備班	施設設備課長	1 工業用水の取水制限に関する事。 2 放射線モニタリング等（廃棄物（工業用水道浄水場から発生する汚泥））の実施に関する事。
	土地事業調整班	土地事業調整課長	1 土地管理事業に係る部内の連絡調整に関する事。 2 土地管理事業区域内の被害状況のとりまとめ・報告に関する事。 3 土地管理事業区域内（ニュータウン整備事業区域内に限る。）の被害調査及び応急対策に関する事。
	資産管理班	資産管理課長	1 土地管理事業区域内（土地事業調整班において所掌するものを除く。）の被害調査及び応急対策に関する事。
	土地分譲班	土地分譲課長	1 貸付先企業等との連絡調整に関する事。 2 造成土地管理事業の他班の応援に関する事。
	協力班	業務振興課長 財務課長 経理課長 給水課長	1 局内他班の応援に関する事。

病院局	経営管理班	経営管理課長	1 局内の連絡調整に関する事。 2 局内の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関する事。
-----	-------	--------	---

教育庁	学校危機管理班	児童生徒安全課主幹（学校危機管理担当）	1 庁内職員の動員及び配置に関すること。 2 庁内各班の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめ（活動記録を含む。）に関すること。 3 庁内の連絡調整に関すること。 4 学校支援ボランティアの活動調整に関すること。
	教育総務班	教育総務課長	1 教育事務所との連絡調整に関すること。 2 公立学校の給与の非常時払いに関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（葛南教育事務所）
	教育広報班	教育政策課長	1 報道機関への対応に関すること。（教育庁において所掌するものに限る。次項について同じ。） 2 災害広報に関すること。
	財務班	財務課長	1 災害関係の予算措置に関すること。（教育庁において所掌するものに限る。） 2 市町村立学校の施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。
	教育施設班	教育施設課長	1 県立学校の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 県立学校運営上の応急対策に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課長	1 公民館、図書館、青少年自然の家等社会教育施設の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
	学習指導班	学習指導課長	1 教科書等の供給に関すること。 2 千葉県総合教育センターの被害調査及び応急対策に関すること。 3 県立中学校及び県立高等学校生徒の就学措置に関すること。 4 被害地における教育についての指導助言に関すること。 5 帰宅困難者一時滞在施設の対応に関すること。（千葉県総合教育センター）
	児童生徒班	児童生徒課長	1 千葉県子どもと親のサポートセンターの被害調査及び応急対策に関すること。
	特別支援教育班	特別支援教育課長	1 県立特別支援学校の児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 県立特別支援学校の児童・生徒及び職員の被害状況のとりまとめに関すること。
	教職員班	教職員課長	1 市町村教育委員会に対する児童及び生徒の就学措置に関すること。 2 公立学校（県立特別支援学校を除く。）の児童・生徒及び職員の被害状況の取りまとめに関すること。
警察本部	児童生徒安全班	児童生徒安全課長	1 学校給食物資のあっせんに関すること。 2 公立学校の児童、生徒及び職員の健康状態の把握に関すること。 3 民の避難場所としての県立教育機関の利用に関すること。
	文化財班	文化財課長	1 文化財の被害調査及び応急対策実施状況の取りまとめに関すること。
警察本部	警察本部長の指定する者		1 災害時の警備に関すること。

-
- (1) 状況によっては、千葉県災害対策本部組織上の関係のある班が上記に編入されるものとする。
 - (2) 班長が、本部員を兼ねる場合がある。
 - (3) 放射能等災害に係る県民等からの問合せに関することについては、各課において所掌する内容について対応するものとする。

別表第4 事務局各班

班名	分掌事務
統制班	1 災害対策本部事務局の業務の総括に関すること。 (1) 災害対策本部事務局及び各部・支部の進捗管理に関すること。 (2) 総括予定表（日々・週次）の作成に関すること。 (3) 事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関すること。 2 災害対策本部会議等に関すること。 (1) 災害対策本部会議運営に関わる連絡調整に関すること。 (2) 災害対策本部資料作成に関すること。 (3) 災害対策本部会議の記録に関すること。 (4) 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること。
庶務班	1 災害対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること。 2 事務局各班の業務の分担に関すること。 3 文書の供覧、文書管理の指示に関すること。 4 配備職員の参集状況の確認に関すること。 5 配備職員及びその家族の安否の確認に関すること。 6 本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関すること。 7 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること。 8 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること。
情報班	1 被害情報の収集に関すること。 (1) 市町村、消防（局）本部から県内被害状況 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況 (5) マスコミが報道した被害状況 (6) ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況 2 市町村の避難指示等及び住民の避難状況に関すること。 3 被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関すること。 4 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関すること。 5 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関すること。 6 被害情報の集約・整理に関すること。 (1) 各部が担任する被害情報を集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告（被害の取りまとめ）を作成 7 被害情報の報告・提供に関すること。 (1) 国（消防庁等）への災害緊急報告、被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供 8 防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関すること。 9 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること。 (1) 震度情報ネットワークシステム、地震被害想定システムの結果から被害を想定 (2) 主要な情報収集項目を決定 (3) 入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに

	各班に提供 (4) 集約・整理された情報を分析（被害の概括と応急対策に及ぼす影響）し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供
応急対策班	1 応急対策立案に関すること。 (1) 災害対策本部が実施する災害応急対策の方針等の策定に関すること。 (2) 災害応急対策の総合調整に関すること。 (3) 被災市町村の災害応急対策（避難指示等）の助言に関すること。 2 部隊運用の調整に関すること。 (1) 自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関すること。 (2) 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。 3 航空運用調整に関すること。 (1) 支援航空機の運航調整に関すること。 (2) ヘリコプター映像の要請に関すること。
応援受援班	1 人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関すること。 2 被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること。 3 国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること。 4 人的応援・受援状況の取りまとめに関すること。
被災者支援班	1 被災者支援の総合調整に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 4 広域避難者対策に関すること。 5 被災者生活再建支援法に関すること。 6 義援金の募集、配分に関すること。 7 ボランティアセンターの開設に関すること。
住家被害対応班	1 住家被害対策の総合調整に関すること。 2 罹災証明書発行の市町村支援に関すること。
物資支援班	1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。 2 物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関すること。 3 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。 4 支援計画の作成に関すること。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 5 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。 6 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。 7 自衛隊への輸送要請に関すること。 8 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。 9 災害従事車両通行手続き等に関すること。 10 優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること。

通信・システム班	1 防災行政無線の運用に関すること。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 (3) 気象台からの気象予警報、地震・津波情報等を情報班に通報するとともに、関係市町村、関係機関に一斉通報 2 防災情報システムの維持・管理に関すること。 3 大型表示装置等の運用に関すること。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関すること。 5 特別会議室の器材操作に関すること。 6 ちば衛星号の運用に関すること。
広報班	1 報道広報班との連携に関すること。 (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関すること。 3 知事記者会見に関すること。 4 記者発表に関すること。 5 報道機関からの取材に関すること。 6 県民への情報発信に関すること。 (1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関すること。
現地派遣班	1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 情報連絡員（地域及び本庁リエゾン）の派遣調整に関すること。 3 応急対策本部支部及び市町村災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 現地応急対策本部の設置に関すること。 5 被災市町村における支援ニーズの把握に関すること。
放射能事故対応班	1 総合窓口に関すること。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関すること。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関すること。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関すること。
本部連絡員	1 各部で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部の災害応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部との連絡に関すること。

放射能事故対応班は、放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合に設置するものとする。

4 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部設置要綱<資料 1－11>

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県の各執行機関が東日本大震災に伴う災害復旧・復興事業（以下「復旧・復興事業」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、復旧・復興事業を実施する必要があると認めたときは、本部を設置するものとする。

2 知事は、本部を設置した後において、復旧・復興事業が終了し、又は本部を設置しておく必要がないと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 復旧・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- 二 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- 三 インフラの復旧に関すること。
- 四 産業の再生・振興に関すること。
- 五 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る総合的な連絡調整に関すること。
- 六 その他、被災地域及び周辺地域の復旧・復興に係る重要事項に関すること。

(本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長、統括本部員、本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者、副本部長は副知事の職にある者、統括本部員は防災危機管理部長の職にある者をもって充て、本部員は別表1の左欄に掲げる部局の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者並びに本部長が特に必要と認めた県の職員をもって充てる。

(本部会議)

第5条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(本部長等の職務)

第6条 本部長は、本部の所掌事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 統括本部員は、本部員を統括する。
- 4 本部員は、それぞれの分掌事務の範囲内で本部の所掌事務を処理するものとする。

(関係各機関に対する協力要請)

第7条 本部長は、第3条の所掌事務を執行するために必要と認めるときは、関係各機関に対して資料の提出等の協力を要請するものとする。

(事務局の組織)

第8条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって組織する。

- 3 事務局の事務局長は防災危機管理部に置く担当部長、事務局次長は防災危機管理部に置く復旧・復興を所掌する室長の職にある者をもって充て、事務局員は別表2の左欄に掲げる部局の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者並びに 事務局長が特に必要と認めた県の職員をもって充てる。

(事務局員会議)

第9条 会議は、必要に応じて事務局長が招集する。

(プロジェクトチーム)

第10条 本部は、特定の課題に対応するためプロジェクトチームを置くことができる。

(事務局長等の職務)

第11条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(雑則)

第12条 事務局の庶務は、防災危機管理部危機管理政策課及び事務局長が特に必要と認める所属において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月26日から施行する。

この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

別表 1（第 4 条）

部 局 庁	本 部 員
総 務 部	総務部長
総合企画部	総合企画部長
防災危機管理部	防災危機管理部長 地域防災担当部長
健康福祉部	健康福祉部長 保健医療担当部長
環境生活部	環境生活部長
商工労働部	商工労働部長
農林水産部	農林水産部長
県土整備部	県土整備部長
企 業 局	企業局長
病 院 局	病院局長
教 育 庁	教育長
警 察 本 部	県警察本部長

別表 2（第 8 条）

部 局 庁	事務局員
総 務 部	総務課長、人事課長及び財政課長
総合企画部	政策企画課長
防災危機管理部	危機管理政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境生活部	環境政策課長
商工労働部	経済政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企 業 局	総務企画課長
病 院 局	経営管理課長
教 育 庁	教育政策課長及び財務課長